



事 務 連 絡  
令和4年12月12日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会三重支部長 殿

三重労働局労働基準部健康安全課長

建築物石綿含有建材調査者の資格に係る周知のお願いについて

平素は、労働基準行政の推進に、ご理解ご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、令和2年に石綿障害予防規則の改正省令等が公布され、段階的に施行されているところですが、建築物の解体、改修工事を行う際の事前調査について、令和5年10月1日より、厚生労働大臣が定める資格を有する者による実施が義務化となります。

つきましては、法令改正の趣旨にご理解いただきますとともに、周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、ポスター及びリーフレットを同封いたしましたので、周知にご活用ください。